

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設に係る保安規定の変更認可申請に関するヒアリング(1)

2. 日時

令和5年2月16日(木) 13時30分～14時45分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、
内海安全審査官、青木安全審査専門職、鈴木安全審査専門職

原子燃料工業株式会社

品質・安全管理室長

熊取事業所担当部長 他5名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1：H-23002 新規制基準に係る保安規定の変更について

資料2：参考資料1 新規制基準に基づく加工事業変更許可申請書を踏
まえた保安規定の変更

資料3：参考資料2 設工認から保安規定への反映項目確認

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	録音を開始させていただきました。
0:00:05	昨日付で申請のありました保安規定変更認可申請承認、
0:00:11	関わる新
0:00:13	審査会合資料等について規制庁側から確認をさせていただきたいと思っております。
0:00:20	それでは、
0:00:22	規制庁側からお願いします。
0:00:31	すいません規制庁堤です。それではまず私の方から共同いただいている資料の内容について、
0:00:40	コメントさせていただく前のところをコメントさせていただくんですけども、
0:00:44	まず本日いただいている資料はですねちょっと我々の求めている内容とはちょっと違うものが出てきてしまっておりまして、結論としては作り直していただきたいと考えてます。
0:00:57	もっとどういう資料が欲しいかっていうのはアオキの方から伝えたと思うんですけどもちょっと我々が許可許可整合、今回の保安規定の許可整合を見るにあたって必要とする資料の
0:01:09	要件をちょっと3点ほどお伝えするので、言っただけでいいんですけども。
0:01:15	まずまず。
0:01:18	最大の必要なものとしては許可の記載と保安規定の記載を、
0:01:24	一対一で対比させて、今回の変更内容に抜けがないっていうこと、今回新基準対応の最後ですので、許可の内容と保安規定の文章をそのまま対比させて、変更、抜けがないですよと、
0:01:38	いうことを説明する資料というのがまず1点必要と考えてます。
0:01:42	2点目として、その資料、先ほど申したの許可との対比の資料に於いて、例えばその下部の規定を見ないとわからない。
0:01:52	保安規定上は下部規定に定めるとしかなくて、実際許可の記載がどこまで、下部規程で定まってるかわからないというものについては、
0:02:00	下部規定の内容をピックアップして、
0:02:04	そういう具体的にどういうその下部規定でちゃんと反映できてるのかっていうのがわかる資料。
0:02:10	というのが必要かと思ってます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:13	それから詳細設計の結果としての施工認の記載の反映というところで、
0:02:18	施工 2 の記載で%ピン範囲が必要な記載のうち、許可にない記載、例えばその皆さんでいえば工事の計画とかですけども、
0:02:26	そこら辺の記載と、
0:02:28	機側の記載について、許可と同じように保安規定の実際の記載と対比されて、
0:02:34	十分性が確認できる資料というその 3 点での資料が、基本必要でありまして、
0:02:41	皆さん今回三条改正の時の保安規定変更認可申請の時に提出いただいた資料ではなくて新しく資料作られているんですけども、
0:02:51	ということで新しい資料を作るのであればですねこれも以前青木の方から伝えておりますけども、先行事業者、
0:02:58	出野、同様の保安規定の議論において、当該事業者から出されている資料を参考に、
0:03:05	先ほど私が申した 3 点がわかるような資料を出していただきたいと思っております。
0:03:12	一応
0:03:13	具体的にはですねおそらく何か見ない見ていただければすぐわかるんですけども、
0:03:21	これ
0:03:23	令和 3 年の 9 月 13 日に、
0:03:26	第 414 回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合というのやっ てまして、
0:03:33	あほでここで資料の 2-1 っていうのが、これホームページ見ていただければ出ておりますけども、
0:03:40	資料の 2-1 というのがこれ許可と
0:03:44	保安規定の反映を対比させた資料になっておりますのでそういったものをちょっと参考にしてくださいね。
0:03:50	先ほど私が申し上げた 3 点がわかるような資料に作り直していただきたいと思っております。
0:03:56	とりあえず私ども以上ですけど熊取で大事理解できましたでしょうか。
0:04:02	熊取側で今のウツミカラー
0:04:05	説明のあった。
0:04:06	ホームページは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:08	家の時点で確認できておりますでしょうか。
0:04:13	g a g e 遠慮工業、岡田です。先ほど説明いただきました内容につきまして理解いたしました。
0:04:24	先行他社の審査会合資料ですね、そちらの方も確認できる状態にしておりますので、それを参考にしながら、資料の方、作り直いたします。
0:04:39	規制庁内海ですよろしくお願ひします。特に保安規定で自治体どう書いてるのかっていうところは、この右側でわかるようなこと、それから、それがわかんなければ、下部規定で実際どうするのかっていうその実際のところの文章の反映所。
0:04:53	自治体のところの文章で払い込みを凶るっていうのが一番理想ですので、そこんところちょっと注意して、資料の方は作り込んでいただければと思います。以上です。
0:05:03	すいません原子燃料工業オカタです。
0:05:05	どうぞ、どうぞ。はい。
0:05:09	作成して研修資料は許可からの抽出は漏れる気がないというところは
0:05:17	運営説明していたかとは、ああいう指導をお願いしていましたがけれども
0:05:23	ほぼ、
0:05:24	実際にどう本店に反映するかっていうところをパッと見て、
0:05:29	すぐ比較できるようなものに作り直すということで、承知いたしました後、下部規定への反映が、
0:05:40	下部規定の反映を下部規定し、を見て、でしかの反映状況がわからないものがないように本規定の方を作り、
0:05:50	込んで申請している状況ん。
0:05:55	に、していますその辺りな内容にしておりますけれども、る場合には、その状況もわかるようにいたします。以上です。
0:06:08	今現在、規制庁、よろしくお願ひします。私以上すいません、市長アオキですいません今画面共有しているものは見えてますでしょうか。
0:06:20	はい。見えております。はい。
0:06:23	こういった資料を参考にいただければと思っています。
0:06:29	承知いたしました。
0:06:32	きちっとノムラですけど、参考に、参考にっていうか、もう
0:06:38	ほとんど同じものでいいですよ独自に解釈されてまたやりとりするのは非常に面倒なんで、
0:06:45	これを手本みたいな感じで、お願ひします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:50	以上です。
0:06:52	原子燃料工業オカダです。承知しました。
0:07:02	規制庁青木ですすみません。昨日もちょっと確認した内容ではありますけども改めてちょっと確認していきたいと思っております。その他にもちょっと確認したいことがありますが、
0:07:12	まず、申請書、
0:07:15	なんですけれども、
0:07:18	下線や二重線とか点線とかで江藤修正がされているもの。
0:07:24	ありますが、これは右の欄に書いてある理由。
0:07:28	2、判例が書いてあるということで、
0:07:31	理解してよろしいでしょうか。
0:07:36	原子燃料工業からです。はい。その理解で、
0:07:41	ございます。そうすつとですねその理由に挙げてる。
0:07:46	書かせる書類三つにしてるんですけどもそれにつきましては、申請書の
0:07:52	本文ですね、本文に別紙にある変更の理由。
0:07:58	に三つ挙げておりましたその三つと、
0:08:02	対応できるようにしております。
0:08:05	承知しました。
0:08:07	グラフ返すとあれですよね理由のところに例えば括弧にしか書かれていない場合はそのページには(2)の修正しか入っていないという理解でいいですよね。
0:08:18	原子燃料工業からです。はい。
0:08:21	いう作りにしております。で、変更。
0:08:28	音に、河川維持、1種類の下線を引いてますと、その辺りが煩雑になる。
0:08:35	かなということで線の白いを分けるという手段をとりました。
0:08:40	はい、わかりました。
0:08:43	同じような確認なんですけれども、図の修正に関しては、
0:08:48	枠というか、丸みを帯びた枠で囲っているものが変更している箇所、
0:08:55	図の中でも文字が変わってる時は下線を引いて修正しているという理解でいいんでしょうか。
0:09:03	原子燃料工業からです。はい。
0:09:07	理解でございます。で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:12	図の中のその枠で囲んだものは1、1、一重府、
0:09:18	o f f太線にしていますけどもそれは、
0:09:23	(1) の理由ですねそれを対応できるようには、しております。
0:09:31	やっぱり、例えば何ページ。
0:09:34	すいません。規制庁の野村ですけど、例えば、
0:09:37	P D F 90、申請書のP D F 95 枚目。
0:09:42	右下 90 ページに図があるんですけど、
0:09:46	ですね変更前変更高で、何かこう四角のラインみたいな形。
0:09:52	になっているところが平行した箇所っていうことですよ。
0:09:57	変更前にあったものがなくなったりとか、
0:10:02	丸はついてるけど、これは実際の保安規定にはこの何かラインみたいな資格は書いてないっていうことですよ。
0:10:15	原子燃料工業課ですはい。実際の
0:10:19	本店には、
0:10:20	最終版としては、
0:10:23	その代の丸は乗らないという状態です。
0:10:27	これ l i n e みたいな丸が一般的な雲マークみたいなイメージだと思うんですけど、
0:10:34	何か用途が変えてもらわないとわからないですよ。これ本当の線なのかなって思っちゃうんで。
0:10:41	ちょっとわかんないですねっていうコメント。
0:10:50	原子燃料工業の笠先週の方をちょっと、
0:10:58	実際残す右旋かどうかを、もう判別つくように、ちょっと検討いたします。
0:11:04	はい。
0:11:08	次に行かさせていただきます、ほかに。
0:11:11	本文で何か案内。
0:11:14	申請書本文で何か規制庁側から確認しておきたいことはありますでしょうか。
0:11:27	次に行かさせていただきます。
0:11:29	衛藤参考資料 2 になりますけれども、
0:11:35	5 人との対比ですね、李美香。
0:11:40	それから配慮こっちもお話した内容からちょっと整理していこうかって、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:49	この資料ですけれども。
0:11:51	設工認は1時から5時。
0:11:55	でありますけれども、それがこの資料で、
0:11:58	確認、どのようにしたらいいのかという、
0:12:01	ことを教えていただけますでしょうか。
0:12:09	原子燃料工業の岡田です。
0:12:13	1000、参考資料2を作成するにあたって抽出作業はですね設工認の実ごとに、紙管理項目とすべき規制を、
0:12:24	拾い上げていってございました。今回資料としてもまとめる際にですね、
0:12:34	表現のA、
0:12:39	その後わかるような表現のところ、
0:12:44	どうぞ、根井さんに書きましたのでその辺り追加するようにいたします。
0:12:51	すみませんよくわからないんでもう1回お願いします。
0:12:58	はい。原子燃料工業の岡です。
0:13:01	この資料を作る際にですね、抽出作業は、
0:13:05	設工認の回数ごとに管理項目とすべき規制を拾い上げて行っていました。今回資料、加味し、起こす際にですね、その
0:13:18	設工認の
0:13:19	何時かとわかる。
0:13:24	列をですね、この資料に、毛利、
0:13:28	入れ込むこと。
0:13:30	ができずじまいになっております。
0:13:36	規制庁野村です了解しました。そうです。これはすみません。規制庁仲間ですけど。
0:13:44	今左側にナンバーっていうのがあって、上から順番に、1237ずっと連番でついていると思うんですけど、
0:13:52	第一位の分が1からずっと繋がってて、140幾つまで繋がってそこから先が、
0:14:00	142から先が何、二次とかそういうことじゃないんですかね。
0:14:06	原子燃料工業の岡です。番号が若い12の第一次設工認、第2節の申請とす順番にそれは並べておりますけども

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:17	区切り目ですねそちらの方は、設工認記載箇所っていうページ数を見て、変化があるところぐらいですか、ちょっと今わからない状態なので、
0:14:29	そこは、いずれにしろ若井に並んでるという理解でいいですかね。
0:14:36	字数ごとに1の次に次の次3で繋がってるという理解でいいですか。
0:14:43	はい。原子燃料工業からです。その理解で整理しております。
0:14:49	わかりました。
0:14:52	ありがとうございます。
0:14:54	次に行かせていただいて、一番右の欄に結果という項目がありますけれども、
0:15:00	ここに①②③というのは何を示しているのか。
0:15:05	ご説明お願いします。
0:15:08	はい。原子燃料工業課です。こちらの結果欄にし、
0:15:13	区分を示しております①②③は、当然す、先行他社さんのまとめ方の際に、用いて田丸。
0:15:25	9結果来本ですね、①が今回の保安規定変更申請で反映するもの。
0:15:32	②が新規制基準の段階的反映の中で、もうすでに変更済みのもの。
0:15:39	③が、
0:15:41	その新規税の始まる前に、もうすでに従前のホームページから、
0:15:48	規定済みのものと、そういった三つに分けた部分になっております。これにつきましても、さ、編集作業の際に、この最後の表、
0:16:00	にその判例を記載することをちょっとかけておりました。
0:16:07	ちなみに空欄のものはどういう整理になるのでしょうか。
0:16:15	原子燃料工業の方です。
0:16:19	空欄のところにつきましては
0:16:22	とその空欄の行。
0:16:26	を含む行ですねその行が、あらわれる以前の、
0:16:32	前段階の
0:16:35	ところで、
0:16:37	と同じ。
0:16:39	盛り込むべき事項ですね、がもうすでに出ておりましたは
0:16:44	それを、
0:16:46	ところをオノ同様に参照する、するということで、小浦になっております。こちらの方も、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:54	そこの、
0:16:57	これ、
0:16:58	わかりやすいように表現いたします。
0:17:00	はい、わかりました。すいません。例えば2ページ目にあるナンバー1-11-2ってあるんですけど、例えば一次設工認の
0:17:10	11番の2個目ってという意味ですかね。
0:17:16	原子燃料工業かです。こちらの方もですね、ちょっと、
0:17:21	この
0:17:23	欄に書いてあるナンバーですねこちらの方が、その編集作業の際のに用いていたナンバーでして最終的に今示してる
0:17:35	左のナンバーと、最後取りにくい状態になっておりますのでこちらの方も整合とれるようにいたします。
0:17:42	ちなみにこのナンバー1-11-2ってのは、これ何番なんですか、現時点では、それはわかんないけどこれだけ見ても、
0:17:50	この11番と関係ないんですね、左上の。
0:17:54	少々お待ちください。一応3号は、
0:18:11	今、確認いたします。で、議論をさっき続けて、
0:18:18	いただいてもよろしいでしょうか。はい。
0:18:22	伊波今野。
0:18:23	質問に重ねてなんですけども、No.
0:18:27	市野何とかとか数字があるものは、もうすでに、
0:18:31	前に出ているものという整理。
0:18:34	ということなんですかね。
0:18:38	原子燃料工業型ですはい。No.何々と書いてるところは
0:18:45	上記に同じというそういう意味も書いておりますが、そういう整理だと先ほどの結果の空欄とあれがリンクしてないように思うんですね。例えば、
0:18:58	中野から指摘のあった2ページ目のナンバー1-12--2のところは③になっているものの、全室のところは先ほど空欄という話だったと思うのでそこもちゃんと見なおしていただいた方がいいのかなと思います。
0:19:13	原子燃料工業の岡です。はい。申し訳ございませんその辺りも整合とれるように、全体見直します。
0:19:20	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:22	規制庁仲野です。ちょっとしつこくて申し訳ないけど例えば、1 ページ目のナンバー1-1 って書いてあるのは、その上の行のナンバー1 のことじゃないんですかね。
0:19:32	違います。
0:19:34	原子燃料工業オカダです。この1 ページ目のナンバー1-1 まさに上のナンバー1 の内容で保全計画の話になります。その下のナンバー1 の方も、おそらくその上のナンバー5 のことを言ってるわけですよ。
0:19:52	はい。ナンバー1-5 も上の5 に該当します。
0:19:57	そうするとやっぱその次のページのNo.11 ってのは多分ナンバー11 号と言ってるでしょうね。その次の-2 点。
0:20:08	うん。
0:20:09	わかりました。
0:20:11	ちょっと確認していただいて、お願いします。
0:20:13	一応ご説明をお願いし、
0:20:21	続きまして、
0:20:26	参考資料一位に次は、サンプルの話がまだ、
0:20:31	はい。
0:20:32	それは資料2 で確認し、他に確認したいこと規制庁が何かありますでしょうか。
0:20:37	すいません保安規定関連条項っていうところに、
0:20:43	本規定の条文が書いてあるところが例えばあると思うんですけど、只見ナンバー1 であれば、12 条の3 が書いてあるんですけども、
0:20:50	これは今回の本文で言うと変更後のところにかかる文章が書いてあるっていう理解でよろしいですか。
0:21:10	原子燃料工業からです保安規定関連条項と書いてあるところに記載の
0:21:18	文言はですね、
0:21:20	保安規定変更後の状態。
0:21:23	のものになります。で、今回の申請で変更しないものは従前のままそのまま引き継がれております。
0:21:32	規制庁仲間ですと変更ないものに関しては円形駒井のものというか、要するに、最終的な看板のイメージで書かれてるっていうことですかね。
0:21:43	原子燃料工業からですその編集にしております。
0:21:47	わかりました。
0:21:52	その他規制庁側から何かありますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:06	原子燃料工業のカノメでございます。
0:22:11	よろしいでしょうか。はい。お願いします。
0:22:15	すいません先ほどご質問いただきました
0:22:19	No.の対応についてちょっと調べましたのでご説明させていただきたいと思えます。
0:22:26	先ほどご質問あったナンバー1-11の
0:22:29	-2というのは、どのように該当するのだといったようなご質問だったと思うんですけど、今、お手元の資料の2枚目のですね、No.12と、
0:22:41	肥大左側の列でナンバー12と書いてるものが、
0:22:45	ナンバー1の、
0:22:48	11-2になりますこういったような
0:22:52	枝番使ってますので必ずしも、
0:22:56	何、
0:22:59	何か現時点の資料からでは、はい。確認ができないっていう理解でよろしいんですか。そうですね。はい。はい。そこは、
0:23:08	左側のナンバーと関係ない番号はまた別に振られてるってことなんですか。
0:23:13	浅井でございます。ちょっと編集の都合上とかもございまして、
0:23:17	左側ちょっと通し番号にはなっているんですけどここも一生懸命読み取るとはやめますよ、大丈夫です。はい。ちょっと修正したいと思えます。以上です。
0:23:34	それでは参考資料1に移ろうと思えますが規制庁がよろしいですか。
0:23:39	参考資料1についてですけれども、
0:23:44	熊取が参考資料1は開かれてますでしょうか。
0:23:50	現行でございますはい、平木確認しております。
0:23:56	まず、当表1のところに入ってください、
0:24:03	大枠のところでは設工認への対応状況というふうに書かれていますけれども、
0:24:09	これは、
0:24:11	何を説明したいのかというのをちょっと確認したくてですね参考資料2との関連性とかは持たせていたりするのかっていうのをちょっと確認したいんですけども。
0:24:21	ちょっと1回説明してもらおうような見方。
0:24:25	ちょっと表、この表の見方の説明を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:30	簡単をお願いしていいですか。よろしいでしょうか。
0:24:34	原子燃料工業の岡田です。この表の作り、
0:24:41	込みの内容ですけれども、
0:24:45	詳細は、その表が始まる前の
0:24:50	2 ページ目に、ざっとざっと会を開かせていただいております。
0:24:59	内容ですけれども、
0:25:02	この表、
0:25:04	自体ですねこの保安規定への対応状況という、
0:25:10	列。
0:25:14	つける前の表はですね、すでに設工認の
0:25:19	時にですね、
0:25:20	許可からの抽出。
0:25:25	要は設工認に、ハード的に盛り込む w a y べきものがきちんと盛り込まれているという、漏れ抜けの確認を、
0:25:35	設工認の最後の第 5 次申請の中で、添付書類の中で説明をしております てその中で、用いた資料、
0:25:46	2、さらに
0:25:49	今回保安規定で、
0:25:52	どの記載を、本規程に落とし込むべきかという情報を追加して作ったもの になりまして、それで、タイトルが表 1 の
0:26:03	通り設工認の状況がまずは、
0:26:05	もわかるような状況のものなのでそういうタイトルにしておりました。 で、
0:26:13	そのように作っております、
0:26:15	図、一部ですね先ほどの参考資料 2、
0:26:19	と。
0:26:20	でも抽出しておりますけれども、こちらの方でも、
0:26:24	設工認の中で、管理項目をすべきような事項のことも、こちらの方でも 拾い上げているというのも、
0:26:34	あります。
0:26:38	当初ですねこの参考資料 1 だけで許可からの抽出と設工認からの抽出両 方説明しようかなという意図がありましたので、こういう表現にしてお りました。
0:26:59	以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:02	規制庁仲野です。
0:27:06	この凡例の下段に書いてある、黒丸とか三角と。
0:27:13	0 白丸と。
0:27:15	の違いが、
0:27:17	ちょっとよくわかんないけど説明してもらっていいですか、従前のままとするってどういう意味ですか。
0:27:24	はい。原子燃料工業からです。伴羽根のところに、
0:27:29	書いてある。
0:27:31	ええ。
0:27:33	9本、
0:27:35	んですけども従前のままとするという。
0:27:38	意味はですね
0:27:41	その記載を受けて、
0:27:44	許可の記載を受けて、保安規定に反映する。
0:27:49	んですけども、
0:27:51	保安規定の方に、
0:27:53	な過去、過去、すでに認可されている状態のもの。
0:27:59	に対して、その許可で盛り込むべきとしていた内容が、すでに
0:28:08	記載があるという意味の従前のままとという意味です。
0:28:15	規制庁の坂です。例えばこれ、
0:28:17	今見てるのは、何ていうか、最初の表の一番頭のページなんですけど、
0:28:24	左側一つの文章に対して右側がすごく細かく分かれていて、
0:28:30	■だったり□だったりしてるじゃないですか。
0:28:35	これは何か結局苦労なのかしら、どっちをどう見たらどう見えるんですかちょっとこの右側の欄の説明をちょっとしていただきたいんですけど。
0:28:46	はい。原子燃料工業からです。
0:28:51	まず③加古資格の区別はですね。
0:28:55	今回の新規制対応の保安規定の変更が、
0:29:01	3回に分割しております、一次申請が0、二次申請が三角3申請が資格と、そういう目で見えてわかるように、③各四角に分けております。次にですね
0:29:16	井戸ですね、黒か白かというところですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:20	黒にしてる場合はその一次申請の、例えば一次申請の時に、黒丸になっておりますとそのときに、その許可で盛り込むべきその当該の、
0:29:33	内容ですね、を反映させましたと。
0:29:37	という意味合いでございますので、す。
0:29:42	一次申請で反映し終わって、
0:29:46	いるという確認を、今回の三次申請でも、度行いまして、
0:29:53	三次申請は、
0:29:56	当該箇所に関して変更が必要ないということ、
0:30:01	後半、
0:30:02	何すれば、
0:30:04	その場合は、三次申請ですと四角なんですけれども、四角に色は塗らずしろと。
0:30:10	状況で、とそその許可、
0:30:15	の一つ一つの内容が、どういった、どの段階で、どういう
0:30:23	どの段階で、今回のその新規制基準対応できているかというところも合わせてわかるように色分けいたしました。
0:30:33	で、あとはその内容に書いてあります。
0:30:39	ことなんですけれども、
0:30:42	一つ一つですねどこが、
0:30:44	対応するかということがわかるようにその一番左の許可からの記載のところに、
0:30:50	下線引っ張ってですね
0:30:53	番号振りまして、
0:30:55	どこ。
0:30:56	その引かれた番号のどこが、
0:31:01	第何条の変更に値するかというところが、当てはまるよう、
0:31:09	様がわかるようにしておりました。以上です。
0:31:13	規制庁仲野です。そうしますと、
0:31:16	例えばここでいうと保安規定の対応状況の3段目、
0:31:19	3から7及び9から12と15ってあるんですけど、
0:31:24	ここは、
0:31:25	第一次第二次第三次とそれぞれ毎回書き換えてるってということなんですかね。
0:31:32	原子燃料工業からですはいそういう作りなんです。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:40	成長ナカノです見方はわかりました。ありがとうございます。
0:31:44	そうすると、例えばその、3行目はいいんですけど、
0:31:48	例えば3、
0:31:50	この人がいいのか。
0:31:55	何か各階ごとに、
0:31:57	三角と黒の場所が移動したりしてるのってというのは、
0:32:01	そういうことなのか、ちょっとよく意味がわからない。
0:32:04	すいませんですね傾聴ノムラですけど、この保安規定の対応状況の一番右の内容というところに、
0:32:11	書いてある、③各四角と、その左の3列にある私立への各種申請これって、同じことを書いてるだけですか。
0:32:24	原子燃料工業かです。同じことを書いてる。
0:32:28	ことに結果になってるんですけども、同じ状態じゃないものを、が同じ枠内にあった場合に、どれがどれに対応してるかっていうのがそう。
0:32:40	わかるように、
0:32:43	すると、こういう表現しかちょっと思いつかなかったのがありますがだ、例えば
0:32:51	その同じ表の上から2、2行目の2と8の対応。
0:33:00	か、対応のところ2種類あると思うんですけども、
0:33:04	こういった複数条項に分かれてて、各々でこれまでの一次二次三次の対応状況が異なるような場合に、
0:33:17	対応がとれるように思いこういう表現になりました。
0:33:23	規制庁の仲間ですけどそうすると例えば今おっしゃってた2と8のところを見ると、
0:33:29	左側の列2、第1第2第2のところにも、白丸黒三角。
0:33:35	□、書いてあってその右にも、白丸黒三角、□って書いてあるじゃないですか。
0:33:43	これは、
0:33:46	何かこの左側の丸と、右側の丸の意味は何か違うんですか、同じなんですかね。
0:33:54	原子燃料工業かです左の丸、黒三角ことを同じ意味をもう一度、条項ごとに、
0:34:04	の値を取れてるかというのがわかるようにしたんですけどもちょっと煩雑にはなっているかもしれないです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:13	規制庁の織田ですけど今言ったところで、
0:34:16	セルで、例えば第2条、括弧適用範囲ってあんですけどそのあとに第三条って何ですけどこれ本来は改行して、もう一行付け足すような話なんですか。
0:34:29	原子燃料工業からです。左に、白丸。
0:34:34	後三角、□ってなってるところに対して、二条と三条はですね同じ。
0:34:43	色、
0:34:45	をつけたものになってるので句読点でつないでるという状況です。
0:34:57	これは点線とか入れてわかりやすくしていただかないとそう右側にいるのか、この三つってこれいらんじゃないですかね。同じことが余計なんか、何が違うのかすげえ見ちゃってわかんないんだけど、
0:35:13	原子燃料工業から、そうですね天津で区切る等の
0:35:17	エリアがわかるように、
0:35:20	ちょっと表現は適正化したいと思います。あとちょっと重ねての質問なんですけども、例えば2行目の2と8の文章を受けてということで1条23条が変わりませんに規定するっていう
0:35:33	けども、
0:35:34	この2と8の文書は、
0:35:37	それぞれ1条23条のどっちに入ってくるのか、例えば
0:35:41	123、
0:35:43	4、5行目の13と14の文章を受けてということで、
0:35:47	123IV、5分割して書かれてますけど、
0:35:52	これはどこにその13と14の文章が入ってくるのかっていうのは、ここからわからないっていうことなんで、それも両方入ってるっていう。
0:36:02	原子燃料工業かです大まかにも全然違う要求。
0:36:09	につきまして実線の
0:36:12	ところで、区切るようにしてはいるんですけども、
0:36:15	その中ですねその中で、区切りがあるところは、さらに詳細に本文を見て、
0:36:25	金井とは、この表だけでわからない状態になってます。
0:36:31	わかりました。
0:36:35	規制庁野村ですけどちょっと話変わるんですけど一番左側の、
0:36:39	レッツなんですけどねこれハッチングって何か。
0:36:43	関係あるんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:45	今回のその後半規定に関係あるものなんですか。
0:36:49	そういう、ちょっと形式燃料色です。
0:36:53	はい、お願いします。
0:36:56	医師燃料工業の方でこのは、緑と桃色と灰色のハッチングはですね、設工認、
0:37:05	における、
0:37:06	最終設工認におけるその許可からの抽出の、
0:37:12	漏れのぬん向けの確認の際にもですね、同じように、色分けして、ここ、ソフトハード対応なので設工認に盛り込んで。
0:37:23	ここはソフト対応なんで、今後保安規定に盛り込むといったような区別をつけておりましてそれに対応する色になっておりまして、今回は、
0:37:34	主に、
0:37:37	緑で塗ったところですねそこは、
0:37:40	その保安規定、すいません設工認、
0:37:44	でのその漏れ抜け（二）の際にも保安、
0:37:47	保安器、緑の部分は保安規定に反映すべき記載というふうに規定をしておりますところのそこは、確実に今回の保安規定に盛り込まれていると。
0:37:59	さらにですね、その赤で、ハード設計で引いたところにおきまして、その設工認で対応しつつ、さらに保安規定でも、
0:38:10	管理項目に入れるようなものは、
0:38:17	今回の保安規定の方に含め、
0:38:21	対応するというので、
0:38:25	うん。ですんで、それで
0:38:28	最終的に、
0:38:30	本規程に盛り込んだという部分箇所ですねその
0:38:36	文言のままではなくいう意図が盛り込まれてるところを示す範囲としては、そのハッチングの中でさらに下線を引いたところですね、そちらの方は、
0:38:48	保安規定にそういう情報を反映させているという、整理で、記載しております。
0:38:56	規制庁は大きいですねだから、ハードに係る記載であれば桃色マーカー、ソフトであれば緑のマーカーで、それで保安規定に実際に反映するのは下線を引いてるっていう理解でよろしいんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:10	原子燃料工業からですその理解です。ちなみに灰色ってここ凡例が2ページ目を書いてあるんですけど、ちょっと日本語的に理解ができないんですけども、どういうあれ、
0:39:21	尾野課長。
0:39:22	してます。
0:39:24	原子燃料工業かです
0:39:27	灰色につきましては、
0:39:34	す、許可の記載の中でも、
0:39:42	全くハードとかソフトに関係ない記載もございましてそ、そこはこの表の中には出てこないんですけどもそれ以外にですね、
0:39:53	そのハードの品桃色とソフトの緑色に若干関係してるような部分ですねそれ補足説明のために、
0:40:04	入れているような部分、その部分についても、は、灰色にしている、表現したということになっております。その中でも、本規程の方に、そういった情報、
0:40:18	は、必要なところも若干ありましてその部分を反映させるように、
0:40:24	しております。
0:40:28	灰色はハードかソフトか。
0:40:32	わからないけれども、いずれかの補足説明をしたところで、本地点に入れる場合は下線引いてるし、言えない場合は引いてないという、そういうことなんです。
0:40:43	原子燃料工業からですはい。
0:40:46	理解でございます。
0:40:50	あとマーカーなしっていう整理があるんですけども、
0:40:57	ここに、
0:40:57	2ページ目の凡例のところでも村中緑色中灰色マーカーの下に、いろんな話。
0:41:05	けど、
0:41:07	ある。
0:41:11	そうなんです。それは、
0:41:19	原子燃料工業がです。色マーカーなしの部分は、この抽出IIにかかわらない。
0:41:27	ところですね。そういったところも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:30	許可の中には記載があるということでそういった部分は外しているという説明のために入れております。これは、この説明、4パターンですね。
0:41:40	マーカのパターンは、施設工認の
0:41:43	檀。
0:41:45	相手のその許可の抽出の漏れ抜けの確認の際も同じようにしております。
0:41:50	色マーカは出てこないから、本来判例は要らないっていうそういうことなんです。
0:42:03	基本はないんですよ。
0:42:07	研修旅行数今回の表にもそのいろんな話の部分はもう一切出てこない状態になっております。いや、
0:42:18	今、いやいや、ちっちゃいんだけど、
0:42:21	規制序面でつけてよろしいですか。
0:42:24	そういうふうに書いてあんだよ。
0:42:26	はいどうぞ。聞こえ行ってますか。はい。
0:42:30	岡田さんもうこれ説明してもですね多分資料すごく体裁悪くてですね。
0:42:38	まず、これ設工認で使った資料をそのまま流用してるんですよ。
0:42:43	そのまま流用しても、この色分けの説明の時って設工認ではワンクッション入っていて、許可の本文の説明があるんですよ。色分けしたのをこうやって色分けしていて、
0:42:55	それに対して、ところ、こちらの設工認Dの子、今回の資料の方に落とし込んでるっていう説明をするところに使ってるものだから、色分けしていないものが、
0:43:06	許可本文を説明するところには出てきてるわけですよ。
0:43:11	で、今回はそのパートの断面を説明してるのに、まずこんなに要らないでしょっていう話をされれば、もうその通りなんですよ使ってないから。
0:43:20	説明にも、
0:43:23	出流するのがいいんですけども、
0:43:25	何ですか。今回我々に説明したいことに対してきちんと流用していただかないと、何を言ってるのかよくわかんないですよっていいとこどりだけして、
0:43:36	説明されてもですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:38	わからないですよってことです。
0:43:41	節購入の設工認でその取りこぼしがないってところの説明資料の中でこれ使ってるのはわかってます。
0:43:49	わかってるけれども、
0:43:51	そのときに使った資料ってこれだけじゃないでしょって、色分けしてないところって他のところを説明するために使ってるでしょってことです。岡田さんはわかりますよね。
0:44:00	多分設工認でもそこらへんやられてたから、
0:44:03	私も言ってることは、
0:44:07	原子燃料工業が。はい。確かに漏れ抜けの話これ色抜け、色塗り分け以外にも、例えば加工の方法にとか、
0:44:17	にきちんと記載されてるとか、貯蔵能力が許可通りであるとか、そういったことも含めてすべてやりとりしましたので、
0:44:29	そうですねそこ、色塗りだけを、いいところを取って今回の説明に使うというのはもうすでに前段階の状態なのでこの資料、
0:44:41	ベースにしてあのさ、最初に言われた資料に、
0:44:48	をまずきちんと作るというふうにしたいと思います。
0:44:55	はい。規制庁です。そうしていただかないとわからないんですよってことです。この説明資料を使ってるのが、設工認のところのどこに入っているのか。
0:45:05	漏れ、漏れ抜けの説明の中のどこに入っているのか、よーくもう1回、事業者の中で見てですね。
0:45:11	作り直した方がいいと思いますよ。
0:45:16	最初、最初にですね、ウツミ、
0:45:22	新名野村の方から言う、今言った通り、MNFのベースに作ってくださってここチラー当初から沖の方から言ってたと思いますけれども、
0:45:33	それにもかかわらずこういう状況になってしまっていて、おそらくMNF参考に作り直すともう、この資料のテーマ、
0:45:43	きっと今いろいろ聞いてもですね、そういう状況になると思っています。
0:45:48	ただ、今もう出てきてしまっているんで、これで確認するしか我々の方ないので今、
0:45:56	の仕方が効いていますけれども、きちんとですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:02	かっていうところをよく理解してですね、我々がその確認するのに、短時間で確認ができるように資料を示す。
0:46:13	の2はどこ。
0:46:16	含めてですね、資料原子燃料工業でございます。申し訳ございません。オザワ様の音声若干途切れがちになっておりますが、
0:46:27	他の方はいかがでしょうか。本庁側でも、
0:46:31	ちょいちょい切れました。
0:46:34	は、7割ぐらいは当座ですちょっと待ってください。
0:46:38	そうですかちなみに皆さんの音声もうあれは私の方そういう感じなんですよね。そう。そういう状況になってしまってるんですかね。はい。
0:46:49	逆に、
0:46:51	渡側から今の織田さんのところでもわかんなかったことありますかね。
0:46:55	センスは伝わりましたかね。
0:46:58	原子燃料工業を超えたSSリュ伝わっております。
0:47:04	理解しております。はい。
0:47:08	先行他社ですね。
0:47:10	の資料が、どうしてそういう状況に整理されてるのかということをもう一度考えて、それに倣って、整理し直します。
0:47:28	はい。よろしくお願いします。
0:47:35	規制庁側から他に何かございますでしょうか。
0:47:45	すみません規制庁内海です。よろしいですか1個。
0:47:49	はい。
0:47:51	私たち資料の修正の話を上申しましてちょっとそこで一基言われたことがあったので追加で言いますけども、
0:47:59	先行他社とかMNFの資料ではですね今回皆さんが変更でやってるような核的制限値の
0:48:05	とかそういった図表ファン設置を、
0:48:09	記載というのは多分オペレーションの記載にはないんですけども、
0:48:15	MNF邪魔MNFではですねそのあといろいろありましてそういったその核的制限値とか、そういう許可の表とかの中の数値ですね具体的な数値関連で、
0:48:27	反映が抜けがないかっていうのはまた別に確認してますので皆さんが新しく資料作る際にはですねそういった過去の核的制限値とかそういった数値の部分についても、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:37	許可の許可上の記載を示した上で保安規定上に、
0:48:42	の
0:48:43	記載を一对一で示していただければと思います。以上です。
0:48:50	原子燃料工業課ですその点も含めまして資料の方、作り込んでいきたい と思います。
0:49:05	規制庁青木です。すみません。衛藤。
0:49:08	参考資料一位のですね
0:49:11	設工認への対応状況というところ先ほど小澤から説明があった通りであ りますけれども、この資料で何が言いたいのかっていうのがちゃんと整 理できるのであれば入れていただいてもいいのかなと思うんですけど今 現時点ではこれ、ここで何を説明したのか私わからないので、
0:49:27	不要であれば、何ていうんすかね参考資料2でまとめて整理していただ くとかですね、していただいた方がいいのかなと思うのと、あと参考資 料2は、
0:49:39	参考資料1で許可で反映すべき事項、
0:49:44	網羅されていない部分のみを拾い上げて、
0:49:48	いるのか。
0:49:50	それとも設工認で、から保安規定に反映すべき事項をすべからく拾い上 げた資料になってるのかっていうのを教えていただいてもいいですか。
0:50:02	原子燃料工業オカダです。
0:50:04	参考資料1の方にも、
0:50:10	その設工認で対応する必要があるようなところは、
0:50:15	設工認の段階で、同じ日を使ってたんでその時の
0:50:22	入れておりましたものもありますけれども先ほどのその核的制限値の数 値、
0:50:29	等ですねそういったものまでは網羅的にはこの表、参考11の方ではち ょっと難しい所、してない状態なので、とそう、
0:50:40	最初ありました通り、先行他社に倣ってですね許可からの変更の対応等 も設工認、
0:50:49	Aからの対応の方
0:50:52	それぞれ参考資料1、2と、
0:50:54	ということで、もう整理し直したいと思います。
0:51:04	流用していただくのはいいと思うんですけどもこの資料で不要であれ ば、何か取舍選択をしていただきたいとそういうことの発言でした。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:17	それで燃料工業これさ、はい。
0:51:20	理解でいいをしております。はい。
0:51:26	はい。あと、すみません先ほどの質問で参考資料2の方になっちゃうんですけども、参考資料の2の、
0:51:35	整理の仕方なんですけどこれは設工認から保安規定に反映すべき事項を網羅的に拾い上げているという理解なんですか。それとも、許可で、
0:51:45	許可から本店に反映すべき事項でもすでに拾い上げているものは、
0:51:51	除いた状態のものになっているのかというところを教えていただき、
0:51:57	原子燃料工業からです。参考資料2は、授受、純粋な性通行人で、
0:52:05	管理顧問とすべき。
0:52:07	内容を拾い上げて
0:52:11	作っているという構成にはしております。
0:52:16	それから許可から拾い上げた内容を踏まえて、
0:52:22	除いたりはずすっていうことなんですよ。
0:52:28	原子燃料工業からは、設工認の記載をそのまま
0:52:37	どう対応してるかということなので、許可からの
0:52:42	とかぶっているようなところがありましても、拾い上げてはいる状態です。
0:52:51	わかりました。我々としては参考資料2はですねあくまで許可で拾い上げきれないけれども設工認で書かれているもの。
0:53:02	リストアップして確認していきたいと思っておりますので、例えば、いや、そこはあれ。
0:53:11	駄目な、いいですか。この人はすみません小澤ですけども。
0:53:17	よろしいですか。
0:53:18	MNFの時の例を参考にすると、そうはなってないです。
0:53:23	だから設工認で、要は、危険検出すべきものはすべからく家抽出した上でっていうことだからその中にはかぶってるものがほとんどになるということだと思いますけれども、
0:53:37	MNFを参考にということであればそうなります。わかりました。よろしいですか。青木さん。
0:53:42	はい。窪鳥山大変失礼しました。
0:53:46	今のは、かすれていただければ。はい。はい。
0:53:50	原子炉工業オカダです。はい。MNFの資料の、
0:53:56	作りと同様に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:59	作り直しをいたします。
0:54:02	はい。いいですか。すいません規制庁野村ですけど、ちょっと1点確認したいんですけど、
0:54:09	許可になくて設工認に書いてあること。
0:54:12	だけを、保安規定に変反映するっていう項目はあるんですかね。
0:54:19	そんな知られ方してないんじゃない。いや、ちょっとそういうフィルタリングしてなかったわかんない。
0:54:29	何でかっていうと申請書のですね、2ページに、
0:54:34	その変更の理由ってあって、そこにその許可、
0:54:38	を踏まえたっていうのがあるんですけど設工認を踏まえたっていう、題目はないんですね。
0:54:44	変更理由はその許可を踏まえた変更と組織が変わったからの変更とその他孔食みたいなことなんですね。
0:54:52	だから設工認、
0:54:54	だけからの変更はないっていうふうにこっから読めるんですけど。
0:55:00	実際のところはどうなんですかね。
0:55:02	原子燃料工業の岡ですそのところの設工認も、
0:55:09	フォローしてるという表現はですね申請書の別紙の、
0:55:15	変更の理由2ポツの変更の理由ところ、
0:55:19	ではなくって、その詳細ですね。
0:55:24	す。
0:55:26	要は新規性で許可で約束した内容人にはその
0:55:31	具体的には、申請書2ページの3のその変更の詳細の(1)の中ですね、設工認の方も、
0:55:46	を含めた、のみ版への事項の対策を行うというふうに、
0:55:50	紐づけております。
0:55:53	ちょっと整理しましょう。我々、
0:55:55	うん。
0:55:56	ちょっとわかりづらいですねこれ。
0:55:58	そもそも要求事項の内、
0:56:00	うん。
0:56:04	その他規制庁側から確認したいことございますでしょうか。
0:56:17	ないようであれば、熊取側から何か確認しておきたいこととか、我々の指摘で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:26	説明資料、説明資料、
0:56:30	説明する。
0:56:32	要は資料、参考 1 と別紙で違った。
0:56:39	はい。説明資料に関して、何か規制庁わかりますでしょうか。
0:56:46	今、寿町ナカノですけど、新規制基準に係る保安規定の変更についてという資料を見えています。
0:56:54	これもちょっと
0:56:55	6 ページと 7 ページ簡単に説明してもらっていいですかね。
0:56:59	組織変更の件なんですけど、その前の文章読んでるんですけど、
0:57:05	ちょっとどういうバックでこうなったのかパターンを教えてくださいんですけど。
0:57:15	はい原子燃料工業フジワラでございます。
0:57:20	あれですかまずバックグラウンド。
0:57:23	でいきますと、
0:57:24	今回保安規定の変更、組織の変更でございますが、もともと 4 年前にです、弊社の東海の方が先行して、今回のような変更しております、
0:57:36	ちょっと我々、当時規制庁さんの方とですねお話をさせていただいて、我々設工認で工事とかも入るところやりましたので、
0:57:47	工事も今回新規性、
0:57:49	J-PARC タイミングでですね見直させていただきたいというのでもともとお伝えしていたところでございます。
0:57:56	で、
0:57:59	バックグラウンドでさらに主な内容といいますと、今回新規性です、ね、防砂が
0:58:08	取り入れられてるところがありますので、
0:58:12	さらに保安と防災を同じようにですね、一元化してですね、
0:58:19	安全性を高めるところとですね、この資料にも少し後半の 65 ページの
0:58:27	ちょっと真ん中下書いておりますが、環境安全部自体にはですね管理部門と、あと廃棄物の処理という、
0:58:37	実際物を扱う現業の部門がございまして、そこを製造部の方に移管することによってですね、
0:58:47	監視等の独立性ですか、そういったものを
0:58:54	独立性の確保の観点でそのように行っております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:58	この辺りもですね、基本東海と同じような形になっております。
0:59:05	若干ちょっと差異というのはないことはないんですが、そういったところでございます。
0:59:12	で、その6ページより、さっき7ページ見ていただきますと図の方ですね。
0:59:18	これは上がですね現行の組織でございまして、下がですね、今回保安規定で見直される部分でございます。
0:59:29	で、何らかの職務の移管があった部署またはグループを黄色で囲っております。
0:59:36	あとは、武将間で異動がある、もう完全に移動、移ってしまうようなもの、これは緑でですね、もう計量廃棄物、
0:59:49	廃棄物管理グループがですね、全く環境安全部から燃料製造部に移るところを示しています。
0:59:57	で、赤はですね、今回取得の移管で新たに追加したグループということと、あとは、青が職務の移管に伴って保安組織から、
1:00:09	削除したグループでその職務の移りいかん状況を、
1:00:16	詳細では書いて、文言では書いてませんが、
1:00:21	その移管があった部分をその線で示しております、
1:00:26	例えば環境安全部という点でいけばですね、
1:00:30	計量廃棄物がグループごと移動しますので、部としても業務が
1:00:36	移ってまいりますので、この環境安全部長のところから、燃料製造部長に移ったと。
1:00:42	今こういった私お話をさせていただいた内容がですね、節、保安規定のですね、職務の部分。
1:00:51	のですね、2範囲でどう反映されるかというのをですね、
1:00:56	左側が変更前、右側が変更後ということで、この内容は、一対一になっておりますので、例えば総務グループ長が2列目の、
1:01:10	一番上にありますが例えば総務グループ長の業務というのがですね、
1:01:14	右一番右側の保安、
1:01:18	防災グループのグループ長のところに、そのまま移管されている、同じ文言だということが見てとれるようになっております。
1:01:27	簡単にご説明させていただきましたが、以上になります。何かご質問等ございましたらよろしく申し上げます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:34	規制庁中田です。オープンについて理解できましたありがとうございます。
1:01:39	最後の表で、
1:01:41	矢印で黄色の移動を示してますけど、
1:01:45	何か一線の矢印と 8000 ないでしょなんか違うんですかね。
1:01:51	ですね。
1:01:52	あ、失礼しました。
1:01:54	そうですねちょっと上の凡例はもうちょっと同じ文言になってしまってますけど、グループごとに今職務の一部が移動したのを実践で示しております、
1:02:09	全体が移動したようなものはですね、点線になっておりますが、ちょっとそこ、
1:02:16	そこを一部とか全体というのを表現できておりませんのでちょっと資料のほうは見直したいと思います。
1:02:23	規制庁仲間です了解しました。ありがとうございます。
1:02:26	はい。
1:02:31	すごいよ。
1:02:32	使うかな。
1:02:34	すいません規制庁ノムラですけど今はもうナカノ質問なんですけど、
1:02:38	あの表の下に点線は本規定の適用範囲外ってあるんで、それ多分これ所長のところで、保安規定に関係ないよってということなんです。
1:02:47	すいません。ですね、今今野郷氏、今野村さんが言われた部分はですねこれもともと保安規定の
1:02:58	人が載ってますこの組織図をそのまま持ってきてんですけど、ここでいうですね点線本規定の適用会というのは、この表のすいません
1:03:07	図の中でですね、真ん中上にですね、右側に東海事業所っていうのが示されておりますので、我々保安組織の
1:03:17	この辺点数示しております。わかりました。はいわかりました。
1:03:23	だからちょっと誤解を招く恐れがありますので、
1:03:26	ちょっとこの凡例の矢印の点線を、ちょっと違う形に示したいと思います。すいません。はい。
1:03:36	その他規制庁側から確認したいことがありますでしょうか。
1:03:45	規制庁仲間です。たびたびすみませんけど

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:48	今回から審査会合の資料ということでお出ししているという認識なんですけども、
1:03:53	この紙で審査会合をやられるということでよろしいんですかね。
1:03:59	一応審査会合資料はそうですね、今これと、あと先ほどご指摘いただいた
1:04:09	コメントいろいろいただいておりますが参考資料1に、このセットで審査会合資料ということになります。
1:04:18	施設の中のです。
1:04:21	あんまり、パワーポイントじゃないですけどもなかなか珍しかったんでちょっと聞いていただける。はい。
1:04:27	麻生です。はい。
1:04:33	規制庁座ですけども、
1:04:37	今の仲間からのコメント等と同様の延長なんですけども、まずこちらの資料についても、MNFを参考に、
1:04:48	作り直してください。よろしいですか。
1:04:54	はい、承知しました。
1:04:56	何でそういうことを言ってるかという、MNFさんへの先行のMNFを参考にしてくださいって言った時に、よくよくMNFの確認していただきたいんですけども。
1:05:10	1回、MNF審査会合2回やってるんです。
1:05:15	1回目で、非常に良くなかったっていう状況でいろいろコメントを受けて、
1:05:22	審査会合を2回目やって、
1:05:25	その参考資料とかも作り直してるわけですよ。
1:05:29	でも、そこをそのときに1回目にどういうコメントをされたのかっていうことをよく
1:05:37	いってっていうかですね。
1:05:39	いただいて、それはどうしてこう、2回目の審査会合の資料になったのかっていうところを理解した上で進めてください。
1:05:49	そうしないと、何でっていうところでまた変な資料になってしまう。まだ理解できてない状態で資料を作り込んで真似するだけ作り込んで、
1:06:00	変な資料になってしまったりとかですねまた抜けが出てしまったりっていうことになりますので、
1:06:06	そこのところの確認はしてください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:09	うん 10 なのは、最後の保安規定でこれで操業開始するわけですから、
1:06:17	設工認時と同様に、
1:06:19	ぬき事業許可で約束した内容ですよ。
1:06:24	設工認でっていうところが、例えば保守的に、がMNFでいうとですね 保守的な対応でソフトにまわしたものとかな。
1:06:34	詳細設計で管理値が定まったものとかな、そういうものがあるって、 そういうものを入れ込んだっていうところもありますけれども、
1:06:43	要は抜けられないってところの確認が重要になりますので、
1:06:47	2 回目の審査会合の資料ですと、中で、説明の中心はそこを説明しろっ ていうコメントを受けてですね。
1:06:55	その説明が加わってます 1 回目にプラスアルファですね。
1:06:59	そのところを、
1:07:03	きちんと説明していただく必要がまずありますよって一番重要なところ なので、
1:07:08	MNF がどういうふう作り込んでいったのかってというのが 2 回目のパワ ポの資料ですね、段階を追って説明されてますので、
1:07:18	そのところをきちんと理解した上で、それを踏んで資料を作り込んで いってくださいってことです。
1:07:26	途中まではできてるんだと思うんですけども、
1:07:31	審査会合まであまり時間もありませんし、我々の方も、資料を受け取っ て確認する時間も必要ですので、
1:07:40	速やかに対応してくださいってことです。
1:07:45	よろしくをお願いします。私からは以上です。はい椎野工業フジワラでご ざいます。今のご指摘の部分ですねよく確認した上で見作り直しの方を したいと思います。
1:07:57	以上です。
1:08:03	規制庁側から他に何かありますでしょうか。
1:08:15	ないですね、熊取側から何かございますでしょうか。
1:08:23	原子燃料工業でございます。事業者側からは特にございません。
1:08:29	はい、わかりました。いや
1:08:31	本日の面談をすべて終了させていただこうと思います。ありがとうございました。
1:08:37	ありがとうございました等ございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。